

テニススクール共済規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会(以下「本協会」という。)定款第4条第2項第8号の規定に基づき、会員・会員が所属するテニススクール等の安全管理の増進を図るために実施するテニススクール共済制度(以下「スクール共済」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 定款とは、本協会の定款をいう。
- (2) 会員とは、定款に定める会員の他、準賛助会員規程に定める会員をいう。
- (3) 加入者とは、スクール共済会費を納付する者をいう。
- (4) 共済契約とは、加入者がこの規程で定めるスクール共済に必要な会費を本協会に支払うことを約し、本協会は加入者から権限の委託を受け、受託保険会社と保険契約を結び、支払われた総会費のうちから保険料を支払うことを約する契約をいう。

(制度運営の基本原則)

第3条 スクール共済は、法令・定款およびこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

(運営資金)

第4条 運営資金は、次の各号の財源をもって充てるものとする。

- (1) スクール共済会費
- (2) その他の収入

第5条 この規程によりスクール共済の独立性を保ち保険契約の維持の確実を期するため、スクール共済会費は他の会計と明確に区分して経理するものとする。

(事業年度)

第6条 スクール共済の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 加入及び脱退

(加入)

第7条 スクール共済に加入しようとする個人・法人等においては、所定の手続きにより申込書を提出しなければならない。

(加入の承認)

第8条 本協会が、前条の規定により加入の申し込みを受けた時は、必要な調査を行い、本協会安全管理委員会が適当と認めたときは、加入を承認するものとする。

(加入時期)

第 9 条 スクール共済加入となる時期は、本協会安全管理委員会が加入を承認した日の翌月 1 日とする。

(資格の喪失)

第 10 条 加入者は、次の各号の一に該当した時は、資格を喪失したものとする。

- (1) 本協会退会(補償の継続性に鑑み、脱退が行われた年度内はスクール共済加入者としての諸権利を留保することができる)
- (2) 解散(法人が解散した場合)
- (3) 解除

(脱退)

第 11 条 脱退しようとする加入者は、別に定める脱退届を提出することにより脱退することができる。脱退日は本協会が脱退届を受領した日の属する月の末日とする。

(解除)

第 12 条 加入者が納付すべきスクール共済会費を 3 か月以上納付しないときは、理事会の審議を経て本協会は当該加入者の共済契約を解除することができる。

第 3 章 共済会費

第 13 条 スクール共済の会費は、次の区分に応じて負担し、それらを合算して納入するものとする。

- | | |
|------------|--|
| ア. 保険料 | 制度受託保険会社との保険契約で約定された保険料 |
| イ. 上乗せ共済会費 | スクール共済の維持・発展に要する費用を上乗せ共済会費として保険料の 20%を上限に定めることができる |
| ウ. 準賛助会員会費 | 上乗せ共済会費の 10/100 に相当する額を準賛助会員会費とする |

第 4 章 制度の運営

(保険契約の締結)

第 14 条 本協会は、受託保険会社と自己を契約者とする保険契約を締結し、第 13 条アの保険料を払い込むものとする。

(事務の委託)

第 15 条 本協会は、前条により締結した保険契約に基づき、事故処理・給付金の支払等この規程による制度の運営に伴う事務を保険会社および担当保険代理店に委託する。

(その他)

第 16 条 この規程に定めのない事項が発生した場合には、理事会の決議により定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

第 5 章 雑則

(不実の排除)

第 18 条 加入者がスクール共済加入時の告知事項や給付金の受領のため提出する文書に不実の記載を行った場合は、すでに給付した給付金の全部または一部を返還させ、その後の給付を停止することができる。

2. 前項の場合、理事会の審議を経て本協会理事長は当該加入者のスクール共済契約を解除することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 24 年 9 月 27 日から実施する。

附 則 (準賛助会員規程)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会(以下、本協会という)の準賛助会員に関する事項を定め、テニススクール・クラブ施設の安全意識向上、及び事故防止を図ることを目的とする。

(会員の条件)

第 2 条 本協会の正会員が運営・経営するテニススクール・クラブ施設は、理事会の承認にもとづき準賛助会員となることができる。準賛助会員は定款第 3 章第 5 条 3 号における賛助会員の一部とみなす。

(会費)

第 3 条 準賛助会員の入会金及び年会費は、テニススクール共済会費規程第 3 章第 13 条ウ項に定める。

(権利)

第 4 条 準賛助会員は、テニススクール・クラブ施設の安全意識向上・事故防止を図るため、次の事を行うことができる。

- (1) 本協会主催の「安全管理講習会」に参加すること。
- (2) テニススクール・クラブ施設の運営に関わる安全管理情報の提供を受けること。

(協力)

第 5 条 準賛助会員間における安全管理情報の相互交換・共有化を可能とするため、テニススクール・クラブ施設の運営に関わる安全管理情報の提供を行うことに協力する。

(会報誌等への掲示)

第 6 条 本協会は、自己の会報誌等に賛助会員名の掲示等を行うことができるが、準賛助会員はこの限りではない。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項が生じた場合には、理事会の決議により定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

一部改定 平成 25 年 6 月 18 日 委員会変更

平成 26 年 1 月 28 日

「第 2 条(2) 会員とは、本協会の正会員・準会員・賛助会員・準賛助会員・名誉会員・その他定款及び準賛助会員規程に定める会員をいう。」を現行規程に改定。

「第 2 条(3) 加入者とは、スクール共済加入の当事者である個人・法人等をいう。」を現行規程に改定。